

第2回 西地区漁港海岸整備計画策定検討委員会

日時：平成28年(2016年) 2月16日 (火)午前10時～

場所：横須賀市役所 消防局庁舎 災害対策本部室

西地区漁港海岸整備計画（素案）について



横 須 賀 市 港 湾 部

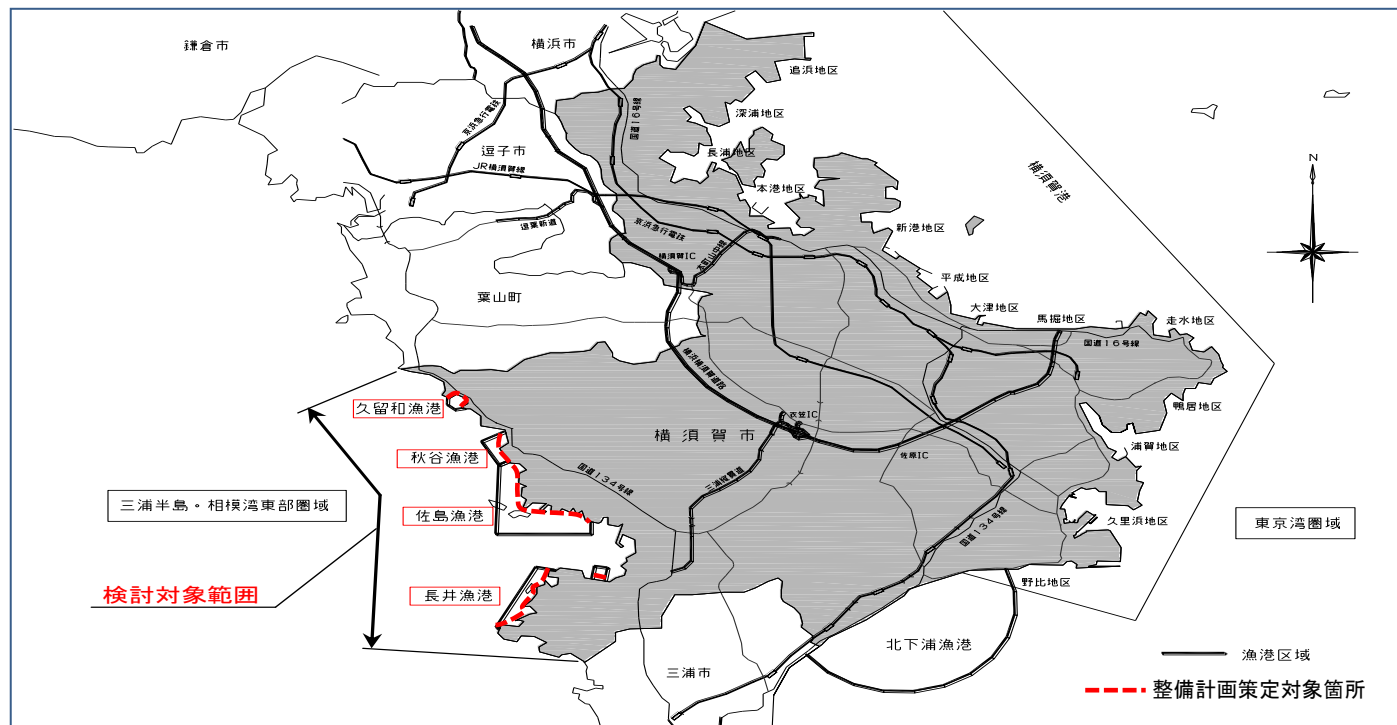
目次

- 1 第1回検討委員会での確認事項について
- 2 西地区漁港海岸整備計画(素案)について
- 3 計画書の構成について
- 4 今後の予定について
- 5 本日いただきたいご意見について

1 第1回検討委員会での確認事項について

1-1 事業の目的

台風時の高波浪や高潮、想定される津波に対して、横須賀市の西地区海岸を対象とした防護や避難等のあり方を検討し、地域住民の安全・安心を確保するため、相模灘沿岸海岸保全基本計画及び漁港整備方針に基づき、西地区漁港海岸整備計画を策定する。

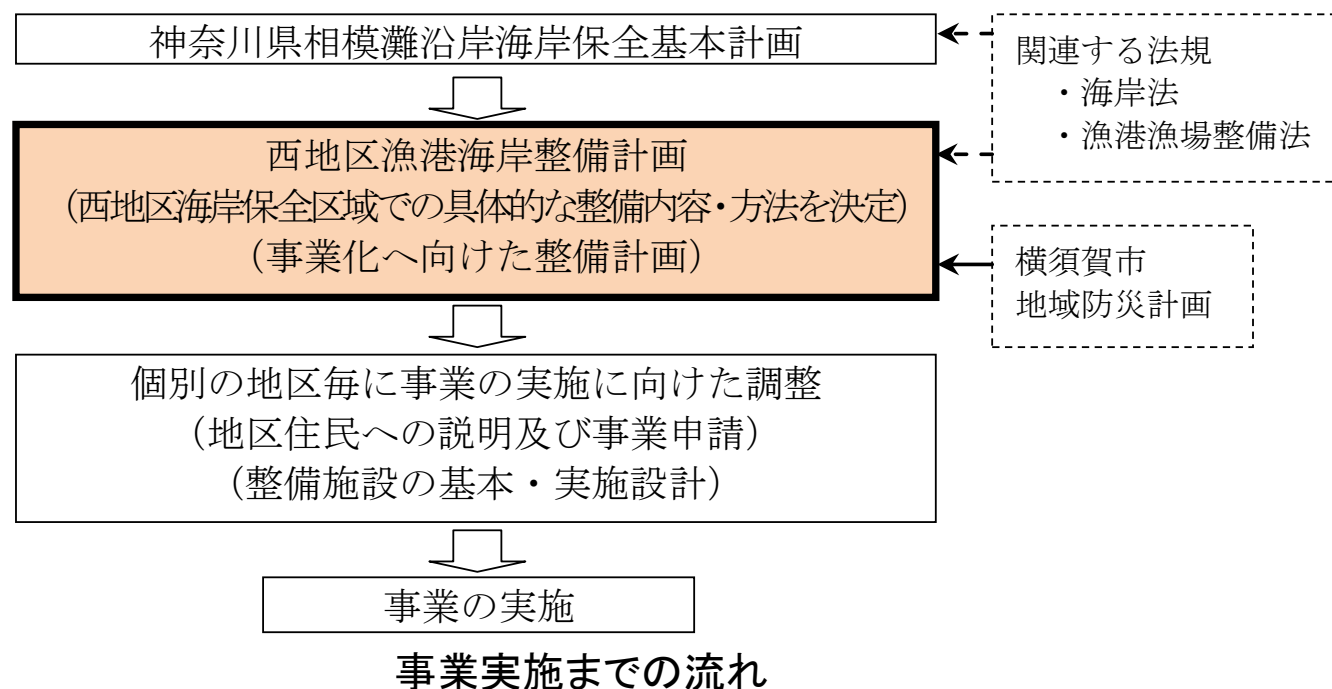


西地区漁港海岸整備計画における検討の対象範囲

1 第1回検討委員会での確認事項について

1-2 計画の位置付け

- ①神奈川県が策定した相模灘沿岸海岸保全基本計画を上位計画とし、漁港海岸整備の事業化へ向けた前段階の計画として位置付け
- ②西地区海岸全体を対象とした検討結果により、本市が管理する漁港海岸における具体的な整備内容などについて記載
- ③漁港海岸以外についても海岸は一連であることから、他の海岸管理者へも検討結果を共有するとともに、整備に向けた調整を実施



1 第1回検討委員会での確認事項について

1-3 計画策定に向けての基本的事項

(1) 西地区海岸の現状

(2) 相模灘沿岸海岸保全基本計画の概要

(3) 横須賀市漁港整備方針について

(4) 西地区漁港海岸整備計画について

① 事業の目的

② 計画の位置付け

③ 計画の概要

④ 主な検討項目(案)

ア 整備方針

イ 整備対象地区の設定

ウ 整備対象箇所絞り込み

エ 対策工法の選定(ハード対策とソフト対策の検討)

オ 整備順位の検討(整備優先度の検討方法(案))

⑤ 検討委員会の設置について

1 第1回検討委員会での確認事項について

1-4 整備方針

- ① 神奈川県海岸保全基本計画の防護水準の考え方に基づく整備
- ② 地域や地区の特性を踏まえた整備

ア 防護水準の考え方は、相模灘沿岸海岸保全基本計画に基づくが、海岸保全施設の天端高は西地区海岸で一律とせず、ゾーニングを行った地区ごとに設定

イ 高潮に対しては、基本的にハード整備

ウ L1津波(発生頻度の高い津波)に対しては、基本的にハード整備とするが海岸保全施設の規模、地域や地区の特性を踏まえて、ソフト対策も併せて検討

エ L2津波(最大クラスの津波)に対しては、基本的に避難を軸としたソフト対策

⇒ 今回の計画対象外

- ハード整備：高潮や波浪、津波に対し、護岸や堤防などの構造物を整備することにより防護する対策方法
- ソフト対策：ハザードマップの公表や避難場所・避難路の確保、防災訓練の実施などハード整備以外の方法で実施する防災対策

2 西地区漁港海岸整備計画（素案）について

西地区漁港海岸整備計画の主な検討項目

- 2-1 整備対象地区の設定（地区のゾーニング）
- 2-2 整備対象箇所の抽出
- 2-3 対策工法の選定（ハード対策、ソフト対策の選定）
- 2-4 整備優先度の検討

2 西地区漁港海岸整備計画（素案）について

2-1 整備対象地区の設定（ゾーニング）

(1) ゾーニングとは…？

都市計画や建築プランなどで、類似した性格の空間（部屋や区画）をまとめて計画していくこと

(2) ゾーニングを行う主旨

類似した特徴を持つ地区をまとめることができ、全体的に統一性のある現地状況にあった計画を目指すことが可能

⇒ 目標天端高をゾーンごとに設定

(3) ゾーニングの視点

- | | |
|----------|-------------------|
| ①海岸線の向き | ⇒ 波（津波）の来襲方向 |
| ②海岸の地形状況 | ⇒ 河川や砂浜の有無 |
| ③海岸背後の状況 | ⇒ 海岸背後の利用や住宅の密集状況 |
| ④その他 | ⇒ 他の地区特性など |

2 西地区漁港海岸整備計画（素案）について

(4) ゾーニングの基本的な考え方

①長期的な考え方

- ア 目標天端高の設定
- イ 将来的な海岸防護のあり方や課題の整理



ゾーンの設定

②短期的な考え方

- ア 整備対象箇所の抽出
- イ 対策工法の選定(ハード対策orソフト対策)
- ウ 整備優先度の検討



海岸ごとの地区

2 西地区漁港海岸整備計画（素案）について

(5) ゾーニングの作業

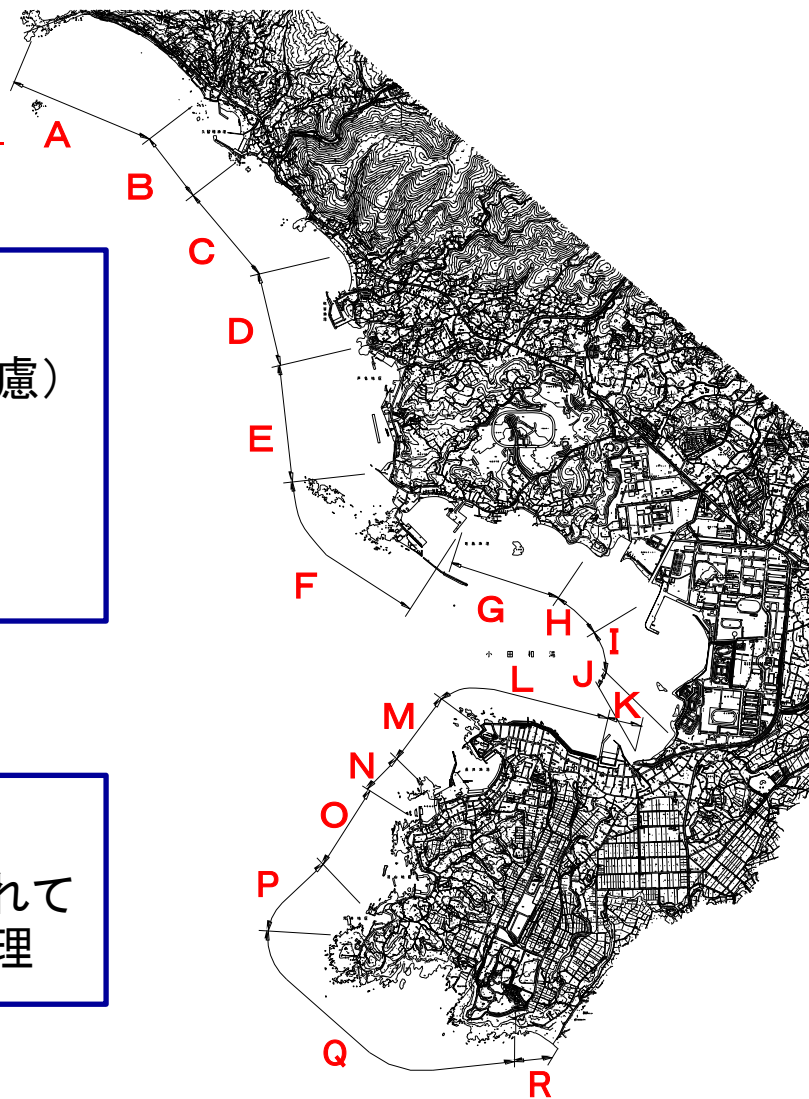
最終的に目標天端高をゾーンごとに設定 **A**
することを念頭に実施

ゾーニングの視点

- ①海岸線の向き（津波の来襲方向を考慮）
- ②海岸の地形状況（砂浜の有無など）
- ③海岸背後の状況（住宅の密集状況）
- ④その他（地区特性など）



①～④の項目について、
相模灘沿岸海岸保全基本計画で設定されて
いる海岸ごとの18地区（A～R）を基に整理



2 西地区漁港海岸整備計画（素案）について

(6) ゾーニング作業の検討イメージ(例:J~M地区)

※別紙1参照

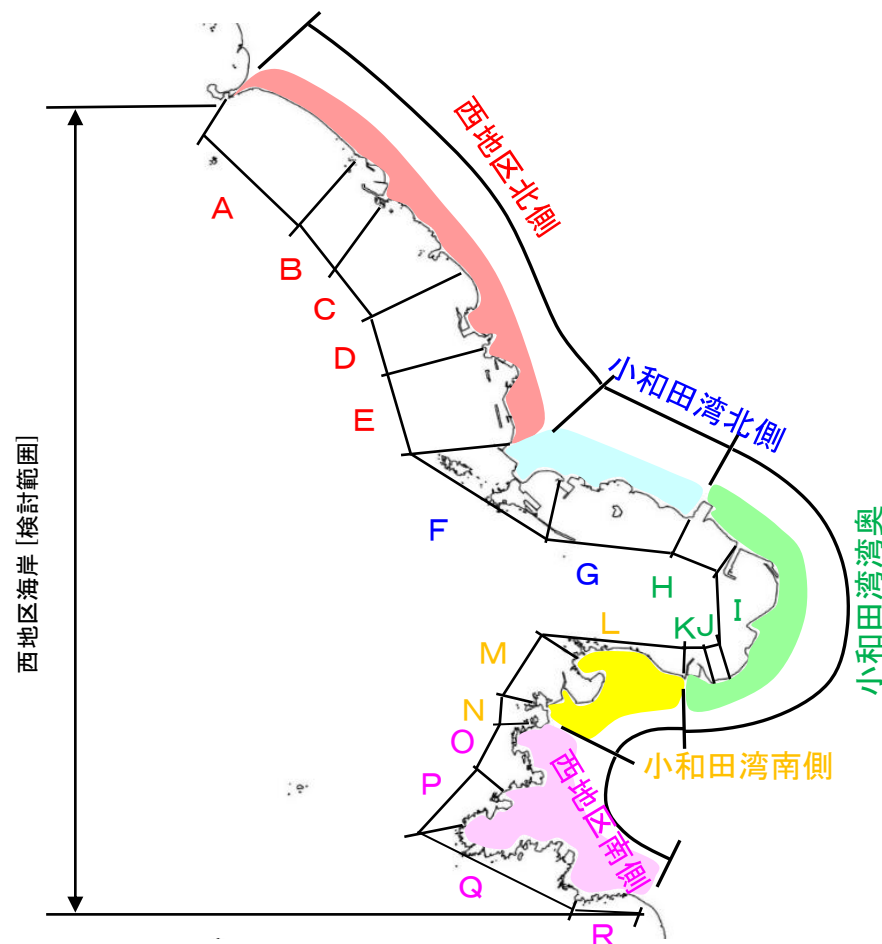
海岸名		横須賀	長井漁港	横須賀	長井漁港
地区名		長井 [J]	井尻 [K]	長井 [L]	本港 [M]
①海岸線の向き		西北西⇄西(湾奥部で津波が正面から襲来)		東⇄南西(津波が海岸線に沿って襲来)	
②海岸の地形状況		護岸(砂浜)	護岸	護岸(岩礁帯)	護岸(岩礁帯)
③海岸背後の状況	住宅地の状況	公園の背後に密集	漁港の背後に密集	堤防の背後に密集 集合住宅あり	漁港と高台の間に密集
	漁港・マリーナ等		漁港		漁港
	その他施設等	公園			学校
④その他(地区特性など)		<ul style="list-style-type: none"> ・公園背後に<u>河川</u>がある。 ・付近に高台がない。 ・背後に生活道路がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港と住宅地の境に胸壁が整備されてる。 ・胸壁の一部には陸閘が整備されている。 ・<u>河川</u>が流入している。 ・付近に高台がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大部分は防潮堤が整備されている。 ・護岸背後に集合住宅(県営住宅)がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長井漁港の中心的な場所である。 ・背後に生活道路がある。 ・漁港背後は用地の余裕がない。 ・背後に高台がある。

2 西地区漁港海岸整備計画（素案）について

(7) ゾーニングの結果

海岸別の18地区についてゾーニングを行い、地形状況等を踏まえた
5つのゾーンに整理

ゾーン名	海岸名
西地区北側	A 横須賀海岸(秋谷・大崩浜田地区)
	B 久留和漁港海岸
	C 横須賀海岸(秋谷・海老田地区)
	D 秋谷漁港海岸
	E 佐島漁港海岸(芦名地区)
小田和湾北側	F 佐島漁港海岸(本港地区)
	G 佐島漁港海岸(谷戸芝地区)
小田和湾湾奥	H 浄化センター
	I 自衛隊基地
	J 横須賀海岸(長井地区)
	K 長井漁港海岸(井尻地区)
小和田湾南側	L 横須賀海岸(長井地区)
	M 長井漁港海岸(本港地区)
	N 長井漁港海岸(新宿地区)
西地区南側	O 長井漁港海岸(漆山地区)
	P 長井漁港海岸(荒井地区)
	Q 一般公共海岸
	R 一般公共海岸



2 西地区漁港海岸整備計画（素案）について

2-2 整備対象箇所の抽出

(1) 整備対象箇所を抽出する主旨

整備が必要な箇所を抽出し、効率的な整備計画とするため

(2) 抽出する視点

①高潮や津波に対し、既存の護岸や土地が必要高を満足しているか？

ア 「最大高潮高」と「既存の護岸や土地の高さ」を比較

イ 「最大津波高」と「既存の護岸や土地の高さ」を比較

②近年に高潮被害を受けているか？

ア 越波による浸水（道路の冠水含む）の有無

イ 越波による家屋の倒壊の有無

ウ 越波による漁船等の流出の有無

③津波浸水予測で資産（住宅など）に浸水が想定されるか？

④背後地の利用特性など

2 西地区漁港海岸整備計画（素案）について

※別紙2参照

(3) 抽出の考え方

以下の4つの視点から整備対象箇所を抽出

視点1: 必要天端高の確保状況

既設護岸高と最大津波高及び最大高潮高を比較

→ 必要高さが確保されていない場合は、抽出の対象

視点2: 高潮被害の有無

近年に高潮被害を受けている箇所を抽出

→ 該当した場合は、抽出の対象

視点3: 津波浸水予測の状況

L1津波(神奈川県西部地震)による浸水箇所を抽出

→ 該当した場合は、抽出の対象

視点4: 背後地の状況等

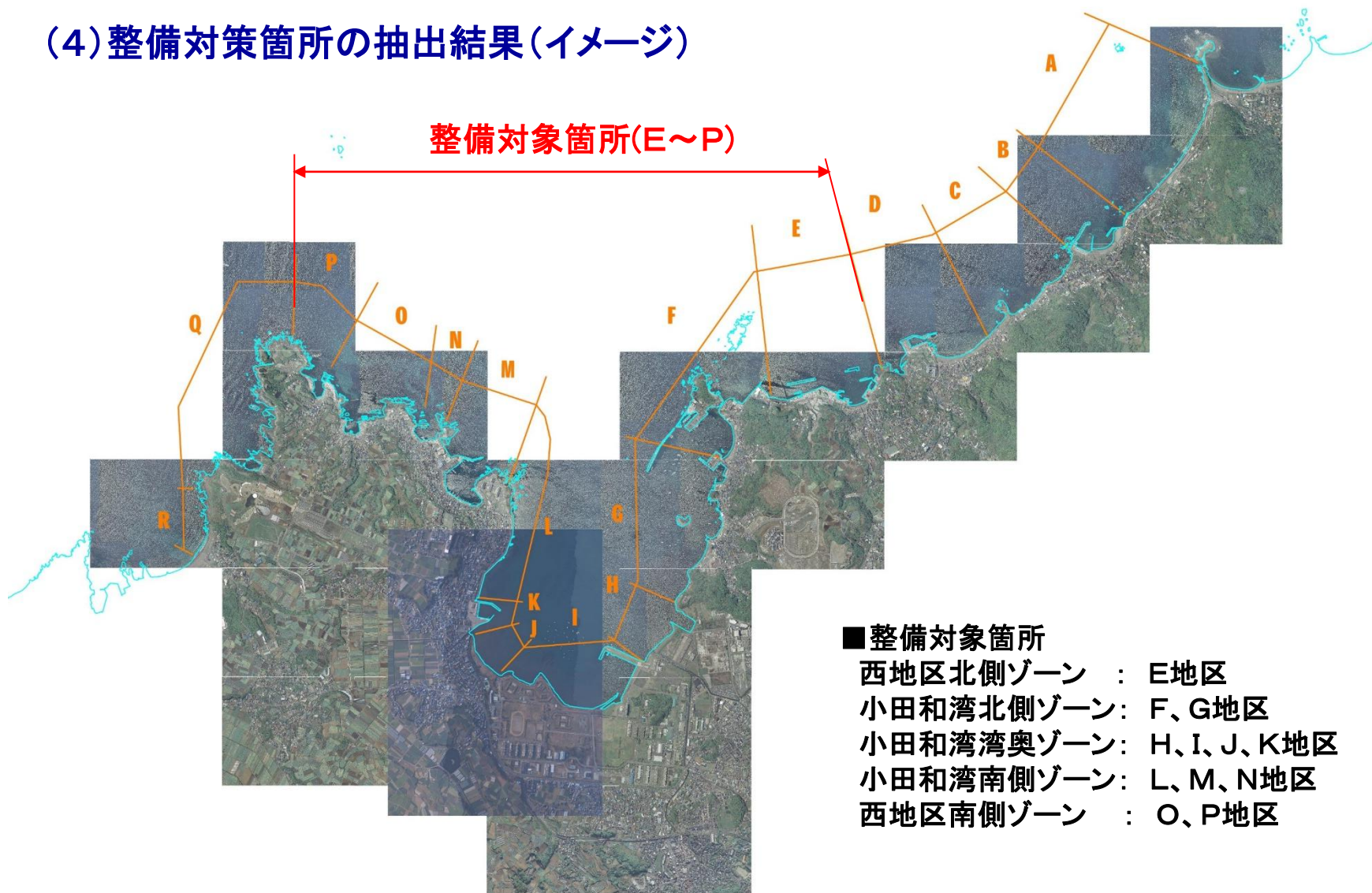
海岸背後の利用状況等(住居の有無、高台の有無など)

→ 背後地の状況から浸水の可能性等を想定
各管理者の今後の方針等についても整理

検討の流れ

2 西地区漁港海岸整備計画（素案）について

(4) 整備対策箇所の抽出結果(イメージ)



2 西地区漁港海岸整備計画（素案）について

2-3 対策方法の選定（ハード整備orソフト対策）

(1) 対策方法を選定する主旨

海岸線は色々な利用がある（漁港、マリーナ、公園、生活道路など）



海岸線全てに壁（護岸、胸壁など）を整備するのは不可能



対策を講じなければ、人命、資産（住宅など）が被害を受ける又は失う



現地状況に合った減災に向けた取り組み

【現地状況によるハード整備とソフト対策の使い分け】

2 西地区漁港海岸整備計画（素案）について

(2) 対策の整備例(海岸保全施設等の種類)

① ハード整備

- ア 堤防
- イ 護岸
- ウ 津波防波堤
- エ 防潮水門、陸閘
- オ 津波避難タワー
- カ 人工地盤
- キ 漂流物防止柵

ハード整備例(護岸)



ソフト対策例(注意看板)

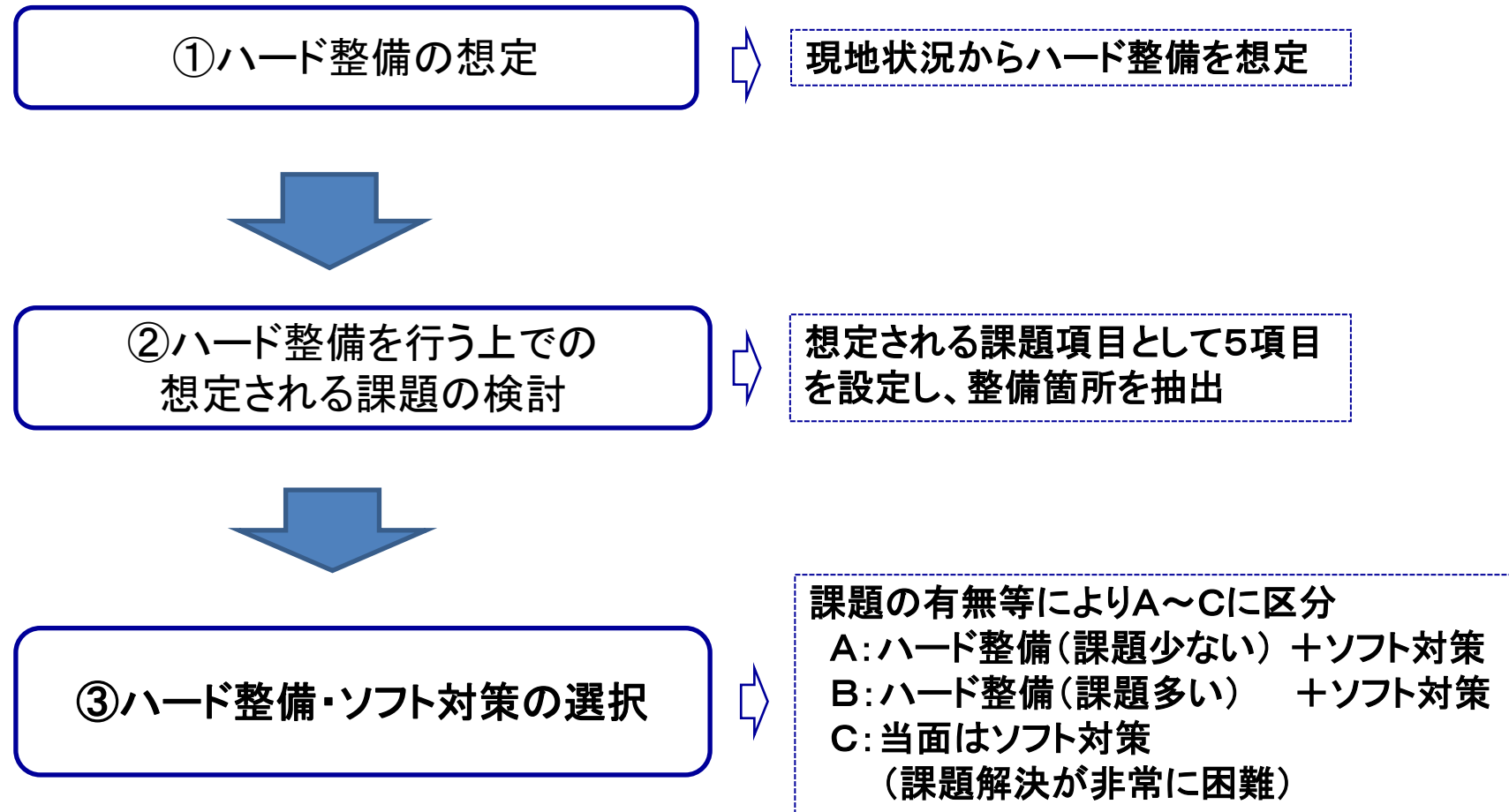


② ソフト対策

- ア 災害に対する啓発活動(災害に対する教育、避難訓練、ハザードマップ整備等)
- イ 注意看板や情報伝達施設の整備
- ウ 監視カメラ(被災エリアの状況把握)

2 西地区漁港海岸整備計画（素案）について

(3) 対策方法の選定手順(フロー)



2 西地区漁港海岸整備計画（素案）について

(4) 対策種類の具体的検討

① ハード整備の想定

整備対象箇所として抽出された地区ごとに、現地状況（既設護岸の有無等）を考慮して、考えられるハード整備の種類を想定

② ハード整備を行う上での課題の抽出

ア 用地の確保

護岸等を整備する用地の有無

用地が確保できない場合は、海側での対応（護岸の腹付け）の可否

イ 景観の悪化

ウ 海況の変化（波、流れ、砂の移動など）

構造物を整備することによる波の反射等による海況の変化の有無

エ アクセス性の低下

護岸等の整備による海岸へのアクセス性の低下など

オ その他

民有護岸の有無

護岸管理者との調整の有無など

2 西地区漁港海岸整備計画（素案）について

※別紙3参照

③ハード整備・ソフト対策の選択

ハード整備の想定及び課題の抽出



ハード整備及びソフト対策の選択

区分A: ハード整備（課題が少ない）＋ソフト対策

区分B: ハード対策（課題が多い）＋ソフト対策

区分C: 当面はソフト対策

ハード整備を行う上で想定される課題の解決が非常に困難

2 西地区漁港海岸整備計画（素案）について

(5) ソフト対策について

【想定されるソフト対策】

- ① 災害に対する啓発活動
(災害に対する教育、避難訓練、ハザードマップ整備等)
- ② 注意看板や情報伝達施設の整備
- ③ 監視カメラの設置(被災エリアの状況把握)



ソフト対策は、本市地域防災計画の内容を踏まえた対応が必要

事例写真 【注意看板】	事例写真 【監視カメラ】	事例写真 【情報伝達施設】
		

2 西地区漁港海岸整備計画（素案）について

2-4 整備優先度の検討

(1) 整備優先度を検討する主旨

全ての整備を一斉に実施することは非現実的

- ①整備に当たっては、住民や施設利用者との調整が必要であり、整備時期が不確定
- ②地区によって、想定される津波や高潮に対する被害状況が異なるため、重要性や緊急性の相違
- ③整備費用が大きく、財政上困難

↓ では、どうするか？

地区ごとの重要性や緊急性を踏まえた整備優先度を検討

2 西地区漁港海岸整備計画（素案）について

(2) 整備優先度の評価項目の考え方

例えば・・・

① 背後地の**重要性**に関わる事項

- ア 津波浸水想定域に人の集中する施設がある ⇒ 優先度高い
 - イ 津波浸水想定により住宅が浸水している ⇒ 優先度高い
- など

② 背後地の**緊急性**に関わる事項

- ア 近年に高潮被害が発生している ⇒ 優先度高い
 - イ 近隣に高台等の避難場所がない ⇒ 優先度高い
 - ウ 津波浸水想定域に漂流物(船舶等)がある ⇒ 優先度高い
- など



重要性や緊急性に関わる項目を評価項目として設定

2 西地区漁港海岸整備計画（素案）について

(3) 整備優先度の評価項目

※別紙4参照

- ①高潮被害に関する項目
 - ア 被害の有無
 - イ 土地の条件
- ②津波被害に関する項目
 - ア 土地の条件
- ③避難に関する項目
 - ア 避難施設の有無（高台の有無）
- ④背後地の状況に関する項目
 - ア 公共施設等の有無
 - イ 主要道路の有無
 - ウ 危険場所の有無
 - エ 二次被害の危険性
- ⑤施設整備に関する項目
 - ア 用地の確保、民有施設の有無
など

※各項目を点数化
※重要項目は重み付け

整備優先度を決定

3 計画書の構成（案）について

3-1 まえがき

- ・目的、計画の位置付けなど・・

3-2 第1章 整備計画に関する基本的事項

- (1) 西地区海岸の概要
- (2) 西地区海岸の現況（自然的・社会的特性、海岸災害の現況など・・）

3-3 第2章 整備に関する基本的な考え方

- (1) 整備方針
- (2) 整備対象地区の選定（地区のゾーニングなど・・）
- (3) 整備対象箇所抽出

3-4 第3章 海岸保全施設の整備に関する事項

- (1) 対策工法の検討（対策工法の選定、整備施設の概略検討など・・）
- (2) 整備優先度の検討

3-5 第4章 個票

- (1) 対象地区ごとの整備計画（個票）
- (2) 今後の課題

3-6 資料編

- ・委員会資料など・・

4 今後の予定について

4-1 これまでの検討委員会開催経過と内容

- (1) 平成27年 7月: 諮問、計画策定の趣旨説明など
- (2) 平成28年 2月: 計画素案についてのご意見

4-2 今後の検討委員会開催予定と内容

- (1) 平成28年 7月: 計画案についてのご意見(計画素案の修正)
- (2) 平成28年12月: 計画最終案についてのご意見、答申

5 本日いただきたいご意見

西地区漁港海岸整備計画(素案)について

- (1)ゾーニングの考え方
- (2)整備対象箇所の抽出までの考え方
- (3)対策工法(ハードorソフト)選定の考え方
- (4)優先順位の検討の考え方



【事務局】 横須賀市 港湾部 港湾企画課 漁港計画係
TEL 046-822-8438 FAX 046-826-3210
E-mail : pp-ph@city.yokosuka.kanagawa.jp